

令和元年度

第3回第二農地部会定例会議事録

令和元年6月27日（木）

頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

令和元年度 第3回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和元年6月27日(木) 午後2時00分
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203 会議室

1 出席委員

1番 大 瀧	勇	2番 滝 沢	記 一	3番 村 松	勝 藏
4番 佐 藤	正 雪	5番 笹 川	慶 一 郎	7番 西 條	弘 子
8番 岸 田	健	9番 秦 正	敏	11番 金 澤	稔

2 欠席委員

6番 金井 薫 10番 望月 博

3 職務のため出席した事務局員

安塚区駐在室	班 長	上原 一夫		
浦川原区駐在室	主 事	中嶋 慧斗		
大島区駐在室	班 長	春谷 正明		
牧区駐在室	副主任	上原 敏明		
柿崎区駐在室	室 長	保倉 政博	副主任	諏訪部 太
大潟区駐在室	主 任	小林 貴広		
頸城区駐在室	副主任	近藤 宏一		
吉川区駐在室	副主任	佐野 謙一		
三和区駐在室	主 任	上田 良広		

4 番 外

・農地利用最適化推進委員

大滝正秋(浦川原区)
高橋三登一(大島区)、
上野登(柿崎区)、宮川武彦(〃)

※ 欠席・・・秋山文雄(安塚区)、津幡徹重(〃)、山口利一(〃)、
西山学(浦川原区)
山岸健二(大島区)、岩野文義(〃)
長瀬一成(牧区)、上原正彦(〃)、米川尚登(〃)
長井恒夫(柿崎区)、小池孝志(〃)、
細谷正夫(大潟区)
関川貞行(頸城区)、大澤純男(〃)、山本誠信(〃)
上野栄一(吉川区)、天明伸浩(〃)
前山明(三和区)、澤田清一(〃)、福原弥(〃)

・その他 なし

5 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

7番 西條 弘子 8番 岸田 健

(2) 審議案件

① 浦川原区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

② 大島区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

③ 牧区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④ 柿崎区駐在室管内分

議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農用地利用集積計画変更について

⑤ 大潟区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

⑥ 頸城区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農用地利用集積計画変更について

⑦ 吉川区駐在室管内分

議案第1号 農地法第3条許可申請について

議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧ 三和区駐在室管内分

議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

6 会議

<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>【1. 開会】 午後2時00分 それでは、これより令和元年度第3回第二農地部会定例会を開催いたします。</p> <p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、初めに大瀧部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(大瀧部会長あいさつ)</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p> <p>議 長</p>	<p>それでは、これより農業委員会会議規則により、大瀧部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p> <p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
<p>柿崎区 駐在室長</p>	<p>予め、10番望月委員より欠席の届け出がされており、そのほかは全員からご出席いただいておりますので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 7番西條委員、8番岸田委員を指名いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆さんは、ご起立をお願いします。 11番金澤委員の発声をお願いします。</p> <p>(全員起立し、上越市農業委員会憲章の唱和)</p>
<p>議 長</p>	<p>【6. 議事】 これより、議案等の審議に入ります。</p>
<p>議 長</p>	<p>≪浦川原区駐在室の議案≫</p> <p>今月は、安塚区駐在室からの提出案件がないことから、浦川原区駐在室管内分の案件から審議します。</p>

<p>議 長</p>	<p><u><議案第1号 農地法第3条許可申請について></u> 議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>浦川原区 駐在室</p>	<p>浦川原区駐在室です。議案第1号「農地法第3条許可申請について」番号2503番の1件をご説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。この案件については、譲受人、譲渡人、申請農地は議案書のとおりです。譲渡人が、当該農地に隣接する、宅地・建物を譲受人に売るのに伴い、当該農地も同時に売買する所有権移転であります。以上、譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p>
<p>議 長</p>	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>浦川原区 駐在室</p>	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>議案書の2頁をご覧ください。1の利用権設定です。10年を超えるものが1件で、合計1件です。借り手人数は1人、貸し手の人数は1人です。</p> <p>利用権を設定する土地は、田1筆667㎡で新規となります。詳細につきましては3頁に記載しました。</p> <p>なお、これら利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>大島区 駐在室</p> <p>大島区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>金澤 職務代理</p> <p>大島区 駐在室</p>	<p>《大島区駐在室の議案》</p> <p>次は大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>1頁の議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>1の利用権設定です。利用権設定の内訳は3年を超え6年以内が1件です。借り手1人、貸し手1人で利用権を設定する土地は田3筆940㎡で、新規1件です。</p> <p>詳細についてご説明いたします。2頁の整理番号2930番は、貸し手の高齢化による経営規模縮小のため、地域の担い手に貸付するものです。</p> <p>なお、この利用権設定1件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>コシヒカリ90kgで小作料を設定しているが、2筆で940㎡と田の面積が小さいのに耕作条件としては良い場所なのか。</p> <p>大島区の小作料につきましては、大島区農業懇談会という組織におきまして、昨年協議されまして改定しております。現物ですと、10a当たり30kg程度を参考賃借料として示しています。この案件については、貸し手からの要望を借り手の方が了承されたものと聞いています。</p>

<p>金澤 職務代理</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>そうすると、3倍で設定しているということですね。</p> <p>他にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>牧区駐在室</p>	<p>≪<u>牧区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次は牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>≪<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>≫</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>牧区駐在室です。議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。まず1の利用権設定ですが、期間3年以内は2件、期間3年を超え6年以内は3件、期間6年を超え10年以内は5件です。借り手8人、貸し手10人で利用権を設定する土地は田61筆、29,132.13㎡で、再設定5件、新規5件です。詳細は2頁から4頁に記載いたしました。</p> <p>利用権設定の新規案件ですが、4頁の整理番号3452番、3453番は貸し手の牧区に居住していた先代が一昨年に亡くなり、昨年地元法人に農作業委託していたものを、円滑化団体を通して地元法人に貸付するものです。利用権の終期は、貸し手から法人にすでに貸付されている別の農地の終期に合わせて設定されました。</p> <p>同じく4頁の3454番、3455番は高齢による経営縮小により、3456番は兼業による経営縮小により、地元出身の担い手で妙高市から通いで農業に従事して</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>牧区 駐在室</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>いる借り手に貸付するものです。なお、3454 番、3455 番の貸し手、借り手は身内であり、小作料は 0 円となっています。</p> <p>2 の利用権移転ですが、借り手 1 人、貸し手 2 人、利用権を移転する土地は田 51 筆 30,673.91 m²、畑 13 筆 9,909 m²です。詳細は 5 頁、6 頁に記載いたしました。</p> <p>5 頁の 8 件と 6 頁の整理番号 3466 番、3467 番は法人の構成員の高齢化による経営縮小により、6 頁の 3465 番は兼業による経営縮小により、地元出身の担い手で妙高市から通いで農業に従事している借り手に利用権移転するものです。</p> <p>3 の所有権移転は買い手 1 人、売り手 1 人、所有権を移転する土地は田 2 筆、805 m²で売買価格は 10 a 当たり 7 万円です。詳細は 7 頁に記載いたしました。</p> <p>これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>牧区と妙高市の距離的なものはどうなのか。</p> <p>妙高市からの距離は 15 キロほどです。牧区坪山出身の方です。</p> <p>他にご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> <p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>≪<u>柿崎区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次は柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p>

議 長	<p><議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について></p> <p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
柿崎区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明します。</p> <p>議案書は、1頁をお開きください。申請地は、都市計画法第8条第1項1号に規定する用途地域が定められている（第一種住居地域）に介在する第3種農地で、土地改良区の区域外に位置しております。位置図は2頁、土地利用計画図は3頁をご覧ください。</p> <p>申請者は、現在、当該地の隣りに両親と同居しておりますが、子供たちが成長し住居が手狭となっております。このため、世帯を分離して住宅を新築したいというものですが、申請夫婦ともに共稼ぎであることから両親から今までどおり子育てに携わってもらいたいとの意向もあって、父が所有し、両親宅の隣接地である当該地を譲り受け、農地転用にて住宅を建築するものです。</p> <p>また、当該地は道路に面していないことから、既に申請人（妻）の父親から使用貸借している宅地内に乗入通路を整備する計画としています。この使用貸借地には既に車庫が2棟建築されていることや当該地と高低差があること等から住宅建築のスペースが確保できないため、申請地での建築計画となりました。</p> <p>生活排水は、公共下水道で処理し、雨水は地下浸透と市道側溝に流出させるので、周辺に影響はありません。また、資金計画も妥当であり計画の実現性は高いと思われます。</p> <p>この申請については、許可要件である立地基準、一般基準ともに満たしており、許可相当と考えております。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p><u><議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>議案書は4頁をお開きください。議案第2号の上越市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。</p> <p>利用権設定は合計6件で、田18筆9,048㎡、畑5筆2,476㎡となっておりますが、このうち利用権設定期間3年以内は4件で、いずれも再設定であります。詳細は5頁に記載のとおりです。</p> <p>3年を超え6年以内の2件につきましてもいずれも再設定です。詳細は6頁記載のとおりです。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>本件について原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><u><報告第1号 農用地利用集積計画変更について></u></p>
<p>柿崎区 駐在室</p>	<p>報告第1号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第1号、「農用地利用集積計画変更について」をご説明いたします。</p> <p>お手元の議案は7頁をお開きください。いずれも、えちご上越農協をあいだに入れた契約であり、小作料の見直しによる額の変更で、その他の変更事項はありません。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>≪大潟区駐在室の議案≫</p> <p>次は大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>≪議案第1号 農地法第3条許可申請について≫</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。番号4602番の1件です。契約内容は所有権移転で、譲渡人の労力不足により、申請農地「畑」を譲受人に贈与するものです。詳細は、議案書の最終頁に添付した調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p>
議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>≪報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について≫</p> <p>報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。</p> <p>2頁をご覧ください。番号4608番の1件です。届出農地は下小船津浜南屋敷地内で県道犀潟柿崎線から北側へ140mほどにある「登記簿地目 畑」を一般個人住宅とするものです。位置図は3頁をご覧ください。以上です。</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>頸城区 駐在室</p> <p>議 長</p>	<p>《<u>頸城区駐在室の議案</u>》</p> <p>次は頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜<u>議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。</p> <p>2頁をご覧ください。1の利用権設定について、内訳は3年以内が2件、6年を超え10年以内が2件、10年を超えるものが4件です。借り手6人、貸し手8人で、利用権を設定する土地は、田30筆93,912㎡、畑1筆349㎡、再設定3件、新規5件です。</p> <p>3の所有権移転は、1件で所有権を移転する土地は、田1筆2,636㎡です。それでは、新規の利用権設定についてご説明いたします。</p> <p>3頁の5422番、5424番から5426番はえちご上越農協をとおした契約でしたが、契約期間満了に伴い、相対での契約をしたいということです。</p> <p>5423番は、他者との契約を解除して、新たな借り手との契約で、後で説明する合意解約案件であります。</p> <p>次に所有権移転についてご説明いたします。5頁5427番をご覧ください。</p> <p>今まで賃貸借していた土地について、地主から購入してほしいとのことでの売買です。なお、これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><u><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」をご報告いたします。6頁、5310番をご覧ください。</p> <p>貸人の要望により合意解約するもので、返還後の利用計画につきましては、先ほど説明させていただいた4頁、整理番号5423番のとおり他者へ貸し付けるとしております。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u><報告第2号 農用地利用集積計画変更について></u></p> <p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>報告第2号「農用地利用集積計画変更について」をご説明いたします。</p> <p>7頁5309番から5315番をご覧ください。いずれも、えちご上越農協をあいだに入れた契約でありまして、小作料の見直しによる額の変更です。今回の変更については、小作料以外の変更事項はありません。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質問がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>≪吉川区駐在室の議案≫</p> <p>次は吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>≪議案第1号 農地法第3条許可申請について≫</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」を説明いたします。</p> <p>1頁をご覧ください。番号6204番1件を説明いたします。この案件については、譲渡人が自作しておりましたが、高齢により耕作が出来なくなったため隣接者である譲受人へ売却するものです。譲渡人も高齢ですが、譲受人の状況については、お配りした調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可の該当条項には該当せず、全部効率要件、農作業従事要件、地域調和要件等、許可要件のすべてを満たしています。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p>
議 長	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>≪議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について≫</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
吉川区 駐在室	<p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>2頁をご覧ください。1の利用権設定の内訳は、期間3年以内が3件のみで、借り手2人、貸し手3人で、利用権を設定する土地は、田が5筆7,285㎡、畑はなしです。再設定2件、新規は1件です。利用権移転、所有権移転はなしで</p>

	<p>す。詳細については、3頁に掲載いたしました。</p> <p>それでは、3頁をご覧ください。新規の利用権設定について説明いたします。3頁、整理番号 6327 番ですが、前の耕作者が労力不足により利用権設定が満了したことにより、地域の担い手に依頼する案件です。</p> <p>なお、以上3件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件を原案通り許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>《<u>三和区駐在室の議案</u>》</p> <p>次は三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>《<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>》</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>1 頁の議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」整理番号 8698 番の 1 件について説明いたします。</p> <p>利用権設定の内訳は、3 年以内が 1 件で、借手 1 人、貸手 1 人です。利用権を設定する土地は、田 2 筆 3,272 m²で再設定が 1 件です。詳細は 2 頁をご覧ください。この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p>

	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案通り決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議 長	本日の農地部会を終了いたします。(午後2時48分)